

保護者様  
年 組 氏名

城南静岡中学校・高等学校  
学校長・廣瀬 尚史

### 学校伝染病等による出席停止について(通知)

お子様は下記の疾病(○印)、またはその疑いがありますので連絡いたします。  
つきましては、学校保健安全法の規定により、出席を停止してください。  
出席停止期間中は、医師の指示に従い休養させ、許可があるまで登校を控えてください。  
病気が治り登校許可がでましたら、必ず下記の証明書に医師の証明をいただき、登校の際  
担任に提出してください。

記

種別	○印	学校伝染病の種類(病名)	出席停止の期間の基準
第1種		※1	治癒するまで
第2種		インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種		流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
		※2	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
		溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		マイコプラズマ肺炎	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		ウイルス性肝炎	A・E型肝炎機能正常化後登校可能、B・C型出席停止不要
		伝染性紅斑	発疹のみで全身の状態がよければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善されれば登校可
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善されれば登校可	

※1 エボラ出血熱・クリミアコンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ベスト・マールブルグ熱・ラッサ熱・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群(SARS)・ポリオ  
鳥インフルエンザ(H5N1)  
※2 コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・急性出血性結膜炎

### 登校許可証

学校長様

氏名 \_\_\_\_\_

病名 \_\_\_\_\_

停止期間 平成 年 月 日 から 月 日

その他の指導事項 \_\_\_\_\_

上記の者は、伝染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えない者と認めます。

平成 年 月 日

医師名

印